

山県市中小企業等活性化補助金交付要綱

令和2年3月18日

告示第27号

(趣旨)

第1条 この要綱は、山県市中小企業及び小規模企業振興基本条例（令和元年山県市条例第13号）第1条を達成することを目的とし、市内で事業を営む事業者の持続的な経営、事業の発展及び市内の経済・産業の活性化のため、市が自ら課題に取り組む事業者に対し、必要と認める事業に要する経費について予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山県市補助金等交付規則（平成15年山県市規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内で営利などの目的を持って事業を営む中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者及び小規模企業者
- (2) 特定支援機関 補助事業者の経営力向上及び多様な人材育成並びに新規創業者及び創業予定者への支援ができるよう、経営指導及び技術的支援並びに経営力向上セミナー等、伴走型支援を行う団体
- (3) 創業者等 補助年度の前年度12月1日から当該年度12月31日までに開業し、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第31項に基づく特定創業支援事業を受講した者又は受講する者
- (4) 地域内循環型事業 地域内で生産、加工、販売、消費、資金等が循環する地域経済を指し、補助対象経費の支出金額の80%以上を市内に向けてことで資金を市内循環させる事業

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、本人（法人にあっては代表者）及び従業員は、山県市暴力団排除条例（平成24年山県市条例第4号）第2条に規定する暴力団員でない者かつ暴力団及び暴力団員と密接な関係を有していない者とする。

- (1) 市内に主たる事業所及び本社を有する法人、又は主たる事業所を有する個人事業者
 - (2) 創業者等のうち、前号の要件を満たす者
 - (3) その他、市長が適当と認める者
- (補助事業)

第4条 補助事業の類型及び事業内容は、別表第1のとおりとする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、次の各号のいずれにも該当するものとし、区分及び対象経費は、別表第2のとおりとする。

- (1) 補助事業の遂行に必要と認められる経費
 - (2) 交付決定日以降に発生し、期限内に支払が完了した経費（外国通貨の場合は、支払日当日の公表仲値で円換算）
 - (3) 証拠書類等により支払金額が確認できる経費
- (補助金の額)

第6条 補助金の補助率及び補助額は、別表第3のとおりとする。ただし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、1回限りとする。

(特定支援機関)

第7条 特定支援機関は、別表第1の補助事業を支援するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 補助事業者への経営指導
- (2) 補助事業者への技術的支援
- (3) 補助金の交付申請、変更申請、実績報告書等、各種提出書類に係る補助
- (4) その他補助事業者が目的を達成するために必要な事項

2 特定支援機関に指定する団体は、山縣市商工会とし、前項の事項を実施するために必要な経費は、市が負担することができる。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付申請は、規則に定めるところによる。この場合において、補助金交付申請書には、山縣市中小企業等活性化補助金事業計画書（様式第1号）、山縣市中小企業等活性化補助金誓約書（様式第1号の2）及び山縣市中小企業等

活性化補助金申請時チェックシート（様式第1号の3）を添付しなければならない。

- 2 申請期間は、当該年度の6月1日から6月23日までとする。ただし、申請期間内に予算の範囲を超えた場合は、申請受付を終了し、超えない場合は、申請期間の延長を行うことができる。

（補助金の交付決定）

第9条 補助金の交付決定は、規則に定めるところによる。

- 2 市長は、補助金の交付決定に当たり補助事業者に対して条件を付することができる。

（事業計画等の変更申請）

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定後に次に掲げる事業計画の変更がある場合は、山県市中小企業等活性化補助金事業（変更・中止）承認申請書（様式第2号）により、市長に申請するものとする。

- （1） 交付決定額が20%以上減額となる事業内容の変更を伴う場合
- （2） 大幅な事業内容の変更がある場合
- （3） 補助事業を中止する場合

（補助金の変更交付決定）

第11条 補助金の変更交付決定は、山県市中小企業等活性化補助金事業（変更・中止）承認決定通知書（様式第3号）により補助対象者に通知するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第12条 補助金の交付決定の取消しは、規則に定めるところによる。

- 2 市長は、前項の規定における当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、山県市中小企業等活性化補助金返還請求書（様式第4号）により、期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

（加算金及び延滞金）

第13条 補助事業者は、前条第2項の規定による補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した金額を市に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者

の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

- 3 補助事業者は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき延滞利息の割合を乗じて計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 4 市長は、第1項及び前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(財産処分の制限等)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 業務時間外、休日等を利用して補助事業の遂行に支障を来さない範囲で一時的に転用する場合又は処分制限財産（施設に限る。）の一部（おおむね10%を超えない範囲に限る。）について附帯設備の設置を行う場合、その他当該転用が極めて軽微であると認められる場合
 - (2) 補助目的たる事業を遂行するために必要な処分制限財産の機能の維持、回復又は強化を図るための改造を行う場合
 - (3) 補助事業の成果の全部又は一部を商品化するために必要な技術開発（試作品をもとに需要者の意見等を踏まえて商品化に向けた改良を行う等、本格的に商業ベースでの生産を行う段階に入る直前までの段階を含む。）、又は当該補助金の交付決定の対象となった事業の目的を達成するために必要と認められる関連技術の開発（基礎研究、応用研究、実用化研究等のいかなる段階にあるかを問わない。）に使用する場合
- 2 補助事業者は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から別表第4に定める期間内において財産を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - 3 市長は、前項の承認をした補助事業者に対し、財産処分の内容により補助金に相当する額を限度として補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(実績報告)

第15条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業完了後速やかに規則第6条に定める補助金実績報告書に山県市中小企業等活性化補助金実績報告書（様式第5号）及び山県市中小企業等活性化補助金実績報告時チェックシート（様式第5号の2）を添付して市長に提出しなければならない。

（補助金の確定）

第16条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、山県市中小企業等活性化補助金交付額確定通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第17条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた後、規則に定めるところにより補助金を請求するものとする。

（補助金の交付）

第18条 補助金の交付は、原則として補助事業完了後に交付するものとする。ただし、市長が事業の遂行上必要と認めるときは、概算払により交付することができるものとする。

（書類、帳簿等の整備及び保存）

第19条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を事業が完了した年度の翌年度以後5年間保存するものとする。

（補助事業の表示及び公開）

第20条 補助事業者は、補助事業について補助金の交付を受けて実施する旨を表示するものとし、表示に要する経費は、補助対象とする。

2 市長は、本事業を広く普及するため、補助事業の実施内容を市民に公開する。

3 補助事業者は、前項により市長が行う実施内容の公開に協力しなければならない。

（補則）

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日告示第56号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和４年３月３１日告示第５９号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和５年３月３０日告示第５５号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表第 1（第 4 条、第 7 条関係）

類型	事業内容
機械設備導入	現状と比較して本業の生産性を直接向上させる機械設備を導入する事業
デジタル化	設備投資を伴わず、自社のニーズにあったIT導入を行い、デジタル化させる事業
新商品開発	新商品開発を行う事業（軽微な設備投資可※）
展示会等出展	設備投資を伴わず、自社製品のPR等のために国内外の展示会や商談会等への出展を行う事業
事業継続	売上げや付加価値を維持向上するために行う事業
創業	創業者等が行う事業（創業塾修了が条件）

※「軽微な設備投資」とは、対象経費全体の30%以内の設備投資のことである。

別表第 2（第 5 条関係）

区分	補助対象経費
科目	①機械装置等費、②広報費、③展示会等出展費、④旅費、⑤開発費、⑥借料、⑦専門講師等謝金、⑧専門講師等旅費、⑨設備処分費、⑩外注費、⑪人材採用・育成費及び⑫他に市長が認める経費
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の事業計画の遂行に必要なものと明確に特定できる経費 ・交付決定日以降に発生し対象期間中に支払が完了した経費。ただし、創業者等については創業準備期間（申請期間の初日から6か月前までの期間）も対象とする。 ・展示会等の出展申込み経費。ただし、交付決定前の申込みは補助対象とし、支払が交付決定日以後のものを対象とする。 ・証拠資料等によって支払金額が確認できる経費 ・中古品については、2者以上の事業者から型式や年代が記載された見積りを取得した価格の妥当性が証明できる経費 ・機械設備導入類型における設備投資については、導入場所が市内である経費 <p>※上記に該当しない経費は、別に定める。</p>

別表第3（第6条関係）

補助率及び補助額

類型	補助率	補助上限額
機械設備導入	1 / 2 (2 / 3)	2, 500, 000円
デジタル化	1 / 2 (2 / 3)	800, 000円
新商品開発	1 / 2 (2 / 3)	800, 000円
展示会等出展	1 / 2 (2 / 3)	800, 000円
事業継続	1 / 2 (2 / 3)	400, 000円
創業	1 / 2 (2 / 3)	800, 000円

（ ）内の補助率は、地域内循環型事業として補助対象経費の80%以上を市内事業者等に支出する事業又は山県市さくらカンパニー認定制度実施要綱（令和元年山県市告示第107号）第8条で認定された補助事業者が行う事業

別表第4（第14条関係）

補助額	制限期間
40万円未満	5年間
40万円以上	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間

山県市長 様

補助事業者
住 所
名 称
代表者の役職・氏名

山県市中小企業等活性化補助金事業計画書

1 補助事業名

2 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額

(1) 補助対象に要する経費 円（税抜き）

(2) 補助金交付申請額 円（税抜き）

3 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分
別紙 概要調書のとおり

(添付書類)

- ・概要調書
- ・補助事業の経費が証明できる書類（内訳明細書を含む見積書）
- ・山県市中小企業等活性化補助金誓約書（様式第1号の2）
- ・山県市中小企業等活性化補助金申請時チェックシート（様式第1号の3）

◇法人の場合

- ・貸借対照表・損益計算書（販売費一般管理費、製造原価報告書）（直近1期分）
- ・現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書

◇個人事業者の場合

- ・直近の確定申告書（第一表、第二表）（直近1期分）
- ・収支内訳書（1・2面）又は所得税青色申告決算書（1～4面）（直近1期分）

◇創業者等又は決算期を一度も迎えていない法人・個人事業者の場合

- ・開業届（法人の場合は現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）
（創業予定者の場合は事業終了までに提出）

概要調書

(フリガナ) 名称 (商号又は屋号)					
(フリガナ) 代表者氏名				役職	
本社所在地 <small>(法人以外は主たる事業所の住所を記載)</small>		〒			
書類送付希望住所 <small>(上記と異なる場合に記載)</small>		〒			
自社のホームページ URL <small>(ホームページが無い場合は、「なし」と記載)</small>					
主たる業種 <small>(日本標準産業分類 中分類)</small>		コード (4桁)			名 称
常時使用する従業員数		人 <small>(うち正社員 人)</small>		* 常時使用する従業員がいない場合、「0人」と記載	
資本金額・出資金 <small>(会社以外は記載不要)</small>	円		設立年月日		
直近2期分の売上高 <small>(売上金額)</small>		年		年	
		円		円	
直近2期分の営業利益 <small>(所得金額)</small>		年		年	
		円		円	
連絡担当者	(フリガナ) 氏名				役職
	電話番号				携帯電話番号
	FAX 番号				Email アドレス

1. 事業内容

主な事業概要	
主な顧客	
主な製品・商品・サービス	
主な提供方法	

2. 補助事業申請類型

	類型	補助率	補助上限額	事業内容
<input type="checkbox"/>	機械設備導入	1 / 2 (2 / 3)	250万円	現状と比較して本業の生産性を直接向上させる機械設備を導入する事業
<input type="checkbox"/>	デジタル化		80万円	設備投資を伴わず、自社のニーズにあった IT 導入を行い、デジタル化させる事業
<input type="checkbox"/>	新商品開発		80万円	新商品開発を行う事業（軽微な設備投資可※）
<input type="checkbox"/>	展示会等出展		80万円	設備投資を伴わず、自社製品の PR のために国内外の展示会などに出展を行う事業
<input type="checkbox"/>	事業継続		40万円	売上げや付加価値を維持向上するために行う事業
<input type="checkbox"/>	創業		80万円	新規創業者が行う事業（創業塾修了が条件）

（ ）内の補助率は、地域循環型事業として補助対象経費の80%以上を市内事業者等に支出する事業又は山県市さくらカンパニー認定制度実施要綱（令和元年山県市告示第107号）第8条で認定された事業者が行う事業

※「軽微な設備投資」とは補助対象経費の30%以内の設備投資のことを指す。

3. 補助事業計画

補助事業名	
補助事業の実施場所（住所）	〒
施工前の写真・位置図	別紙のとおり
補助事業の取組内容	
補助事業による効果	

4. 経費予算表

	補助対象 経費科目	経費内訳 (単価×数量等)	経費支払先 (いずれかに○)	補助率 (いずれかに○)	補助対象経費 (税抜)	補助金交付 申請額
1			市内・市外	1 / 2 ・ 2 / 3	円	円
2			市内・市外		円	円
3			市内・市外		円	円
4			市内・市外		円	円
合計			市内・市外		円	円

〈参 考〉

補助対象経費

区分	補助対象経費
科目	①機械装置等費、②広報費、③展示会出展費、④旅費、⑤開発費、⑥借料、⑦専門講師等謝礼金、⑧専門講師等旅費、⑨設備等処分費、⑩外注費、⑪人材採用・育成費及び⑫その他市長が認める経費
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の事業計画の遂行に必要なものと明確に特定できる経費 ・交付決定日以降に発生し対象期間中に支払いが完了した経費。ただし、創業者等については創業準備期間（申請期間の初日から6か月前までの期間）も対象とする。 ・展示会等の出展申込経費。ただし、交付決定前の申込は補助対象とし、支払が交付決定日以後のものを対象とする。 ・証拠書類等によって支払金額が確認できる経費 ・中古品については、2者以上の事業者から型式や年式が記載された見積りを取得した価格妥当性が証明できる経費 ・機械設備導入類型における設備導入については、導入場所が市内である経費

【審査コメント欄】

--

別紙（施工前の写真及び位置図）

様式第1号の2（第8条関係）

山県市長 様

山県市中小企業等活性化補助金誓約書

私は、山県市中小企業等活性化補助金の交付申請に当たり、下記の内容について誓約します。

1. 申請した事業は、国や県など他の補助金の交付を受けていません。
2. 要綱の内容を確認しており、申請書及び添付資料に記載した内容・情報・資料に偽りはありません。
3. 業種にかかる必要な営業許可等を全て有しています。（創業予定者の場合は必要な営業許可等を取得予定である。）
4. 補助事業にかかる経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を事業が完了した翌年度以後5年間保存します。
5. 交付決定後に事業内容に変更等があった場合、すみやかに山県市商工会に相談します。
6. 本補助金の交付後に要件を満たさないことが判明した場合又は申請内容に虚偽等が判明した場合は補助金の返還に応じます。
7. 補助事業によって取得し、又は増加した財産を市長の承認を受けずに、目的に反した使用、譲渡、交換、貸し付け及び担保に供しません。
8. 事業完了後に補助金の交付を受けて実施した旨を表示します。
9. 事業完了後、原則1か月以内に実績報告書を山県市商工会に提出します。
10. 補助事業の内容の公開に協力します。
11. 事業完了1年後の経過報告書を期日までに山県市商工会に提出します。
12. 個人住民税の特別徴収制度を実施しています。（市税務課に照会する場合があります。）
13. 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、山県市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していません。
14. その他要綱・実施要領に記載する事項に関して遵守します。

年 月 日

住 所

名 称

代表者名（自署）

山県市中小企業等活性化補助金申請時チェックシート

申請者名	
事業名	

補助事業者区分	
<input type="checkbox"/>	①市内に主たる事業所及び本社を有する法人
<input type="checkbox"/>	②市内に主たる事業所を有する個人事業者
<input type="checkbox"/>	③上記の①・②のうち、山県市さくらカンパニーカンパニー認定制度の認定事業者
<input type="checkbox"/>	④上記①又は②の要件を満たす前年度12月1日から当該年度12月31日までに開業する創業者（山県市商工会主催の創業塾の修了が必要）

申請類型	
<input type="checkbox"/>	機械設備導入（現状と比較して本業の生産性を直接向上させる機械設備を導入する事業）
<input type="checkbox"/>	デジタル化（自社のニーズにあったIT導入を行い、デジタル化させる事業）
<input type="checkbox"/>	新商品開発（新商品開発を行う事業）
<input type="checkbox"/>	展示会等出展（自社製品のPRのために国内外の展示会等に出展を行う事業）
<input type="checkbox"/>	事業継続（自社の売上や付加価値を維持向上するために行う事業）
<input type="checkbox"/>	創業（山県市商工会が行う創業塾修了者が行う事業）

チェック欄	各様式チェック項目	
事業者	山県市 商工会	
規則様式第1号（交付申請書）		
		事業所の住所地在登記事項証明書や確定申告書、開業届と一致していますか。
様式第1号（事業計画書・概要調書）		
		対象経費の金額は見積書の金額と一致していますか。
		申請額・補助率は適切ですか。
		対象外経費が対象経費に含まれていませんか。（対象外経費は実施要領を確認）
		事業計画の事業名と申請類型、取組内容、効果が合致していますか。
		施工前の写真及び施工予定場所の位置図を添付しましたか。
		記入漏れはありませんか。
様式第1号の2（誓約書）		
		署名をしていますか。

チェック欄		提出書類
事業者	山口市 商工会	
		1. 規則様式第1号 交付申請書
		2. 様式第1号 補助事業計画書・概要調書
		3. 様式第1号の2 誓約書
		4. 様式第1号の3 申請時チェックシート（本書）
		5. 見積書（経費の内訳が確認できるもの）
		6. 法人の場合：直近の決算書類一式 個人事業者の場合：直近の青色申告決算書又は収支内訳書 創業者の場合：添付なし
		7. 法人の場合：履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書 個人事業者の場合：直近の確定申告書類一式（第一表、第二表） 創業者の場合：開業届（創業予定者は実績報告時に提出）

山県市長 様

補助事業者

住 所

名 称

代表者の役職・氏名

山県市中小企業等活性化補助金事業（変更・中止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山県市中小企業等活性化補助金交付対象事業の施行については、下記により

（ 交付対象事業の交付決定額を変更したいので
交付対象事業の内容を変更したいので
交付対象事業を中止したいので ） 申請します。

記

1 事業名

2 既交付決定額及び変更交付申請額

既 交 付 決 定 額	変 更 額	変 更 交 付 申 請 額
円	円	円

注1 交付決定額に変更がない場合、記載不要

注2 補助事業を中止する場合であっても、記載すること

3 変更(中止)理由

4 変更内容

変更前の内容	変更後の内容

注 補助対象事業を中止する場合、又は内容に変更のない場合は記載不要

（添付資料）

変更後の山県市中小企業等活性化補助金事業計画書(様式第1号)

注 補助対象事業を中止する場合、又は内容や経費の配分に変更がない場合は添付不要

様式第4号（第12条関係）

第 号
年 月 日

交付決定者 様

山県市長

（公印省略）

山県市中小企業等活性化補助金返還請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定し交付した山県市中小企業等活性化補助金について、山県市中小企業等活性化補助金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり返還を請求します。

記

返還金額	金 円
返還理由	
返還期限	
備考	

交付決定者 様

山県市長

（公印省略）

山県市中小企業等活性化補助金事業（変更・中止）決定通知書

年 月 日付で（変更・中止）申請のありました、山県市中小企業等活性化補助金事業につきましては、下記のとおり変更を決定しましたので、山県市中小企業等活性化補助金交付要綱第11条の規定により、通知します。

記

1 事業名

2 既交付決定額及び変更交付決定額

既 交 付 決 定 額	変 更 額	変 更 交 付 決 定 額
円	円	円

3 変更(中止)理由

4 変更内容

変更前の内容	変更後の内容

山県市長 様

補助事業者
住 所
名 称
代表者の役職・氏名

山県市中小企業等活性化補助金実績報告書

上記補助事業を 年 月 日付けで完了したので、山県市中小企業等活性化補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

- | | | | |
|---|-------------------|---------|---------------|
| 1 | 交付決定 | 年 月 日付け | 第 号 |
| 2 | 事業計画の変更 | 年 月 日付け | 第 号（該当する場合記入） |
| 3 | 補助金交付決定額 | 金 | 円（税抜き） |
| 4 | 補助事業に要した経費及び補助金の額 | | |
| | （1）補助対象経費 | 金 | 円（税込み） |
| | | 金 | 円（税抜き） |
| | （2）補助金の額 | 金 | 円（税抜き） |

5 補助事業の実績報告

(1) 補助事業申請類型

	類型	補助率	補助上限額	事業内容
<input type="checkbox"/>	機械設備導入	1 / 2 (2 / 3)	250万円	現状と比較して本業の生産性を直接向上させる機械設備を導入する事業
<input type="checkbox"/>	デジタル化		80万円	設備投資を伴わず、自社のニーズにあった IT 導入を行い、デジタル化させる事業
<input type="checkbox"/>	新商品開発		80万円	新商品開発を行う事業（軽微な設備投資可※）
<input type="checkbox"/>	展示会等出展		80万円	設備投資を伴わず、自社製品の PR のために国内外の展示会などに出展を行う事業
<input type="checkbox"/>	事業継続		40万円	売上や付加価値を維持向上するために行う事業
<input type="checkbox"/>	創業		80万円	新規創業者が行う事業（創業塾修了が条件）

() 内の補助率は、地域循環型事業として補助対象経費の80%以上を市内事業者等に支出した場合又は山県市さくらカンパニーカンパニー認定制度実施要綱（令和元年山県市告示第107号）第8条で認定された補助事業者が行う事業

(2) 実施した補助事業の概要

補助事業名	
補助事業期間	開始： 年 月 日 終了： 年 月 日
具体的な取り組み内容	
補助事業がもたらす効果	
補助事業の写真	別紙1（施工前）、別紙2（施工中）、別紙3（施工後）のとおり

【写真撮影時の注意点】

- ・補助事業に関係のないものは可能な限り写らないように撮影すること。
- ・同じものを複数購入した場合、可能な限り個数が確認できるように撮影し、個数を表示すること。
- ・壁や屋根の塗装等の場合、可能な限り、施工部分の全体が確認できるように撮影すること。
- ・補助金の表示については、簡単に剥がれない状態で表示して、撮影すること。なお、表示が困難な事業の場合は、市の事業で実施した旨と事業内容が確認できる写真を合わせて事業所内に掲示すること。

(3) 事業の経費状況

経費明細表 (実際の経費)

	補助対象 経費区分	経費内訳 (単価×数量等)	経費支払先 (いずれかに○)	補助率 (いずれかに○)	補助対象経費 (税抜き)	補助額
1			市内・市外	1 / 2 ・ 2 / 3	円	円
2			市内・市外		円	円
3			市内・市外		円	円
4			市内・市外		円	円
5			市内・市外		円	円
合計			市内・市外		円	円

※補助事業の経費に関する発注日の確認できる書類、請求書、口座振込の控えを添付すること。

【経費支払時の注意点】

- ・原則、経費は「銀行振込」で行うこと。旅費（証拠書類が別途必要）や現金決済のみの場合は、その理由等を明確にできること。(小切手・手形は不可)
- ・見積書については交付申請時に提出することとなっているが、変更があった場合には見積書（又は価格の妥当性が証明できるもの）を添付すること。
- ・発注日の確認できる書類、請求書、口座振込の控えは交付決定日から補助事業終了日の間のものであること。
- ・振込手数料は補助対象外とする。
- ・補助事業を実施したことの証明ができるもの。

例) 機械設備を導入した購入費用：機械設備の写真、機械設備のカタログ

店舗の改装費用：改装前と改装後の写真、事業内容の分かるもの（平面図、位置図等）

求人広告費・パンフレットやチラシの作成費：広告やパンフレット、チラシのコピー

創業塾受講者：創業塾修了証 等

【今後の経営に関するアンケート】

以下のアンケートにお答えください。

① 経営について課題だと考えていること（複数選択可）

（ア）人材採用 （イ）人材育成 （ウ）組織体制 （エ）販路開拓 （オ）新製品・サービス開発

（カ）販売・仕入れ （キ）設備投資 （ク）生産性向上 （ケ）資金関係 （コ）事業承継

（サ）IT利活用 （シ）その他（ ）

② 上記のうち、最大の課題と考えているものは何ですか？

③ 他の補助金・助成金制度に興味がありますか？

（ア）興味がある （イ）興味がない （ウ）どちらともいえない

④ 商工会の経営相談を希望されますか？

（ア）希望する （イ）希望しない （ウ）どちらともいえない

⑤ ご意見・ご要望等がございましたら、お書きください。（任意）

別紙1 (事業の施工前の写真)

別紙2（事業の施工中の写真）

別紙3 (事業の施工後の写真)

山県市中小企業等活性化補助金実績報告時チェックシート

申請者名	
事業名	

補助事業者区分	
<input type="checkbox"/>	①市内に主たる事業所及び本社を有する法人
<input type="checkbox"/>	②市内に主たる事業所を有する個人事業者
<input type="checkbox"/>	③上記の①・②のうち、山県市さくらカンパニーカンパニー認定制度の認定事業者
<input type="checkbox"/>	④上記①又は②の要件を満たす前年度12月1日から当該年度12月31日までに開業する創業者（山県市商工会主催の創業塾の修了が必要）

申請類型	
<input type="checkbox"/>	機械設備導入（現状と比較して本業の生産性を直接向上させる機械設備を導入する事業）
<input type="checkbox"/>	デジタル化（自社のニーズにあったIT導入を行い、デジタル化させる事業）
<input type="checkbox"/>	新商品開発（新商品開発を行う事業）
<input type="checkbox"/>	展示会等出展（自社製品のPRのために国内外の展示会等に出展を行う事業）
<input type="checkbox"/>	事業継続（自社の売上や付加価値を維持向上するために行う事業）
<input type="checkbox"/>	創業（山県市商工会が行う創業塾修了者が行う事業）

チェック欄		各様式チェック項目
事業者	山県市 商工会	
規則様式第4号（補助金実績報告書）		
		事業所の住所地在登記事項証明書や確定申告書、開業届と一致していますか。
様式第5号（山県市中小企業等活性化補助金実績報告書）		
		対象経費及び補助金の額は適切ですか。
		補助事業の施工前、施工中、施工後の写真を添付していますか。（全体像が分かるもの）
		対象経費に該当するものは可能な限り、写真を添付していますか。 注）細かいものや撮影が困難なものについてはその旨を記載 同じものを複数購入した場合は可能な限り、一枚絵にした写真を添付 補助事業に関係のないものが写真に写っている場合、無関係であることを記載
		記入漏れはありませんか。
請求書		
		対象外経費は含まれていませんか。 注）対象外経費が含まれている場合、その旨を記載 申請時になかった追加工事を行った場合、その経費は対象外経費に該当
		申請時から導入する物品（型式等）を変更していませんか。 注）変更した場合、請求書内にその旨と理由を記載

チェック欄		提出書類
事業者	山口市 商工会	
		1. 規則様式第4号 補助金実績報告書
		2. 様式第5号 山口市中小企業等活性化補助金実績報告書
		3. 様式第5号の2 実績報告時チェックシート（本書）
		4. 発注日の確認できる書類（発注書など）
		5. 請求書（経費の内訳が確認できるもの）
		6. 支払の確認できる書類（口座振込の控えなど※）
		7. 創業塾修了証（創業者の場合）

※支払についての注意点

- ・原則、支払は銀行振込で行い、口座振込の控えを添付してください。
- ・口座振込の控えを紛失した場合は、通帳のコピーを添付し、紛失した理由及び署名を記載してください。
- ・現金支払の場合、領収書等の金額の確認できる書類にその理由及び署名を記載してください。
- ・ネットバンキングにて支払をおこなった場合、利用明細を添付してください。
- ・ネットバンキングの利用明細上で金融機関名が確認できない場合、利用した金融機関名を利用明細の余白に記載してください。

様式第6号（第16条関係）

第 号
年 月 日

交付決定者 様

山県市長

（公印省略）

山県市中小企業等活性化補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で決定通知した山県市中小企業等活性化補助金交付額が下記の通り確定しましたので、山県市中小企業等活性化補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり通知します。

記

補助金交付確定額 金 円（ 円減額）